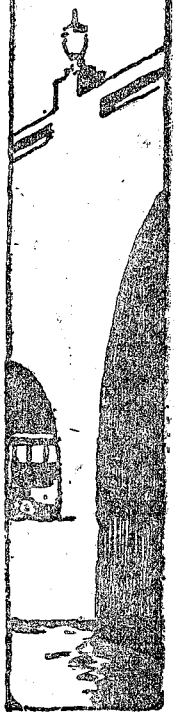


資料



自動車交通事業抵當法論考 (一)

田 口 一 郎

は し が き

昭和六年四月一日法律第五十二號自動車交通事業法は、昭和八年八月、附屬諸命令が公布せられ、同年十月一日之が施行をみた。本法第一章乃至第三章及附屬命令に付ては其の立案に參與せられた長友江口法學士が、「自動車交通事業法に就て」、「自動車交通事業法施行令其の他に就て」と題して本誌第十三卷第六號、第八號及第十五卷第九號に其の解説を發表せられた。同氏の謂はるゝ如く、本法に於て新機軸と目すべきは、自動車運輸事業及自動車道事業に付て財團抵當の制度を認めたことである。然しながら、之

に關する法規は、同じ交通事業上の財團抵當制度である鐵道抵當法が經まつた一體系を爲し、自己完了的であるのと甚だ異り、第四章自動車交通事業抵當の章下に十二ヶ條の規定が在る外、鐵道抵當法、工場抵當法、不動産登記法の諸規定が準用せられ、登記手續に付ても、自動車交通事業財團抵當登記取扱手續（昭和八年九月令第三）のみならず不動産登記法施行細則に依らねばならないのであつて、其の關係する處多岐に互り極めて錯雜した形態を呈してゐる。此の一見雜然たる法規群に對し、自動車交通事業抵當法としての體系を與へ、統一的考察を試み様と謂ふのが、私の此の企てである。

きは謂へ、未だ推敲の足らざる點多々在るは私のよく自覺する處、しかも極めて法律學に未熟な私が不知不識の裡に、許すべからざる錯誤に陥つてゐるのではないかと、あやぶむのである。希くば先輩諸氏の御叱正を賜はりたい。

参考文献

谷井辰藏氏 特殊抵當權の設定と實行手續
栗栖尅夫氏 工場抵當法（現代法學全集第五卷）

田中 好氏 土木行政

江口巳年氏 自動車交通事業法に就て（道路の改良第十三卷）
第六號 第八號

自動車交通事業法施行令其の他に就て（道路の改良第十五卷）
第九號

山岡儀助氏 自動車交通事業抵當（解説自動車交通事業法一

四七頁乃至一九九頁）

（本稿に引用する條文中鐵は鐵道抵當法、工は工場抵當法、不は不動産登記法の略である。）

第一章 總論

第一節 財團抵當法と自動車交通事業抵當法

第十九世紀以來著しき進展を示した資本主義的經濟組織

は、現代の各種企業を極端に大規模化し、驚くべき巨額の資金及企業手段を必要とするに至らしめた。然るに他面に於て、資本主義の爛熟は企業金融上に甚だしき困難を齎し來つたのである。茲に於て企業經營に必要な資金の融通を圓滑ならしめる爲に、當然特別の法制を必要とする。斯る企業金融化の思想に基いて生れたものが所謂財團抵當法である。

近代企業經營の爲の企業手段は其の中に多數の土地、建物、器具機械等の動産、不動産及無形の權利を包藏する。之等企業手段の構成分子は何れも獨立に一個の財産として相當の價值を有する、然しながら之等を合し一團の企業手段として觀るときは、そこに個々獨立の場合と全く性質を異にした、獨特の經濟的價值を發見することが出来る。此の經濟的價值を充分に企業金融上に發揮せしむるが爲には集團財産たる企業手段に法律上獨立の地位を與へ、之を擔保の目的に供せしめるのが極めて理想的である。此の目的を達する爲に財團抵當法の制度が、擔保附社債信託の法制

と共に我國に移入せられた。

學者の教ふる處に従へば、擔保附社債信託の法制は英國に於て發達したものであり、浮動擔保制度 (Floating charge or security) と共に各種企業に於ける企業手段 (undertaking) に對する經濟的價値の觀念を強調し、之を社債の擔保に供せしめる。然しながら英法上の制度は大陸法系に屬する我國に其の儘當嵌めることは頗る困難である、そこで獨逸に發達した處の鐵道財團 (Bahnreihe) 制度等を參酌して我國の財團抵當法が成立したのである。

從來我國に施行せられ來つた財團抵當法及それに依つて認められた財團を擧ぐれば左の通である。

- (イ) 鐵道抵當法 (明治三十八年三月 法律第五十三號) 鐵道財團
- (ロ) 軌道ノ抵當ニ關スル件 (明治四十二年四月 法律第二十八號) 軌道財團
- (ハ) 運河法 (大正二年四月 法律第十六號) 運河財團
- (ニ) 工場抵當法 (明治三十八年三月 法律第五十四號) 工場財團
- (ホ) 鑛業抵當法 (明治三十八年三月 法律第五十五號) 鑛業財團
- (ヘ) 漁業財團抵當法 (大正十四年三月 法律第九號) 漁業財團

右六種の財團中 (イ) (ロ) (ハ) の三者は、地方鐵道、軌道、運河等に依る交通企業上の財團であるから之を交通企業財團と稱することが出来る、從て (ニ) (ホ) (ヘ) の三者は之を非交通企業財團と稱しても差支ないであらう。之等の外に此の度自動車交通事業法 (昭和六年四月一日昭和八年十月一日施行) に依つて新に認められたのが本稿の目的たる自動車交通事業財團である。申す迄もなく自動車交通事業財團は、自動車運輸事業又は自動車道事業に依る交通企業上の財團であつて、右の分類に於ける交通企業財團に屬する。從て之に對する抵當に付ては特別の規定あるものを除くの外、交通企業財團中の代表的存在たる鐵道財團の抵當に關する鐵道抵當法の規定が準用されるのである (第三十八條第二項)。

自動車交通事業法第四章自動車交通事業抵當に於ける規定及之に準用せられる鐵道抵當法、工場抵當法、不動産登記法の規定等の諸法規の統一的體系が、茲に私の研究對照たる所謂自動車交通事業抵當法である。此の自動車交通事

業抵當法は抵當權の點に於て民法に對する特別法の地位に立つのであつて、抵當法中に規定無き事項に關しては性質の許す限り民法の一般原則が適用せられるのである。

自動車交通事業抵當法に依り自動車運輸事業又は自動車道事業を營む株式会社は、其の事業の全部又は一部に付、自動車交通事業財團を設定して之を抵當權の目的とすることが出来るのであるが、地方鐵道、軌道等の抵當の場合と異り、自動車交通事業抵當法に依らず、企業手段の構成分子たる個々の不動産を擔保に供することを禁止されるものではない（地方鐵道法第八條）。從て自動車運輸事業又は自動車道事業の經營者は株式會社たると否とを問はず企業手段たる個々の不動産に付、民法の規定に依り抵當權を設定することが出来る。

本法に於て財團の設定を認められた者は株式會社たる自動車運輸事業者又は自動車道事業者に限られる。蓋し此の様な性質上大規模たることを免れない企業經營の爲には、株式會社組織に依ることが最も普通であつて、合名、合資

の會社又は組合、個人等に依り營まれることは比較的稀であると考へられるのみならず、株式會社組織の場合に於てこそ一層企業金融化の爲特殊制度に依る特別の保護を圖る必要が認められるからである。されど、株式會社以外の者に依り之等事業の經營せられることも絶無では決してあり得ない、從て之等の者は個々のものを擔保に供する外はないのであるが、斯くては企業手段の獨立なる價値を無視するものであつて、經濟上眞に不得策と謂はねばならぬ、そこで法律は株式會社に非ざる事業者の事業の抵當に關しては勅令を以て別段の定を爲し得ることとし將來の必要に應ずる餘地を残してゐるのである（第三十八條第二項、鐵道第二十六條）。

第二節 自動車交通事業抵當に依り擔保

せらるゝ債權

自動車交通事業抵當に依り擔保せらるゝ債權の性質に於ては法律上特別の制限はない、從て普通の消費貸借に基く借入金の債務は勿論、定期貸、手形、社債等各種の債務に

付之を附することが出来る。只社債に自動車交通事業抵當を附せんとする場合には擔保附社債信託法の規定に従はなければならぬ(同法第四條十一號)。

又本法の抵當權と雖も抵當權たる以上債權に従たる物權であり債權の存在を前提とするものであること一般の場合と毫も異なる處はないのであるが、債權が現存せずとも將來之が發生すべき客觀的事情在る場合に於ては、抵當權の設定を認めて少しも支障なく、却て企業金融化の理想に適することゝもなる、殊に民法の理論に於ては既に根抵當の有効なることが論證されてゐるのであるから、本法に於ても事業者は有効に根抵當を設定し得べく、從て當座貸越の如きものにも自動車交通事業抵當を附することが出来る。斯る場合に抵當權は債權成立以前より有効に存在するのであつて、將來債權の發生を條件とする停止條件附存在ではない(第三十八條第二項、鐵第十四條)。

茲に問題となるのは、事業者たる株式會社は民法の原則に從て他人の債務を擔保する爲に其の自動車交通事業財團

に抵當權を設定し得るや否である(民法第三百六十九條参照)。自動車運輸事業又は自動車道事業を營む株式會社が斯の如き行爲を爲し得る行爲能力ありや否も一應疑問であるが、假に行爲能力ありとすれば本法に之を禁止したる規定も無く、殊に強制競賣の規定中には「債務者タル會社及財團所有者タル會社」或は「債務者、財團ノ所有者、抵當權者、競買人」などの字句が在り(第三十八條第二項、鐵第四十三條第五十九條第六十條)財團所有者たる事業者以外に債務者の在る場合を豫想してゐるから、之を有效なりとする積極説が考へられる(同説、山岡儀助氏、解説自動車交通事業法一五一頁)。然しながら私は直に之に左袒し得ない。元來財團抵當の制度は企業者の資金融通の途を開く爲に生じたものであることは前節に説述の如くである。事業者が自己の債務と無關係に他人の債務を擔保するが爲其の財團に抵當權を設定するが如きは全く此の企業金融化の基本精神に抵觸するものであつて、特に禁止規定無しとするも、財團抵當の制度上當然認め得ない處ではなからうか。強斷競賣に關す

る規定中に債務者と財團所有者とを列擧してあるのは、財團所有者たる事業者が他の者と連帶債務を負擔する場合、又は抵當權設定後事業者が抵當權者の同意を得て他の自動車運輸事業又は自動車道事業を營む株式會社に財團所有權を讓渡した場合(第四十四條)等を考慮した結果に過ぎないのではあるまいか。

第三節 自動車交通事業法施行前の自動車

車事業と抵當

自動車交通事業法施行前に於て、地方長官が免許した一定路線に依る自動車運輸事業の經營及地方長官が明治四年十二月十四日太政官布告第六四八號に依り内務大臣に稟伺の上許可した自動車専用道路事業の經營は、それぞれ自動車交通事業法に依り免許された自動車運輸事業又は自動車道事業の經營と看做される(附則参照)。從て之等の事業者中株式會社である者は自動車交通事業抵當法に基き自動車交通事業財團を設定し抵當權の目的とすることが出来る。

第二章 自動車交通事業財團

第一節 財團の性質

自動車交通事業財團は自動車運輸事業又は自動車道事業の全部又は一部に付設定せられる財團であつて、後述する通、同一事業者に屬し且其の事業に關する動産、不動産、地上權、賃借權、地役權等の組成物件を以て成立する企業手段の包括的一體である。前章に於て述べた如く此の財團は個々の構成分子を離れて獨立の經濟的價值を有するものであるから、抵當權の目的たらしむる爲に之に特別の法律上の地位を與ふる必要がある。されば法律は擬制(Fiktion)に依り自動車交通事業財團を一箇の物と看做し(第三十八條第二項、鐵第二條)、以て獨立の經濟的能力を發揮せしむることとした。然しながら此の財團は工場財團が一箇の不動産と看做されるのと異つて單に物と看做されるに止まる。故に之を民法に於ける物の分類たる動産、不動産の何れにも屬せしむることは出来ない、さりとて一の權利でもない、

本法に依つて抵當權の目的たることを認められた特殊の物と稱するの外はなからう。

此の様に、自動車交通事業財團は一箇の物ではあるけれども、企業金融上の抵當權の目的とする爲に認められたのであるから、其の立法理由から當然民法に於ける一般の物と異つた性質上の制限を受けなければならない（第四十四條）。

A、讓渡性に對する制限

動産、不動産を問はず民法上物は讓渡性を有するを以て原則とするが、自動車交通事業財團は之を他に讓渡することを禁止される。抵當權設定前に之を讓渡するが如きは財團設定の認められた立法精神に添はないからであらう。然しながら抵當權の設定された後に於て抵當權者の同意を得た場合には讓渡するも差支はない、只讓渡を受ける者は財團を設定し保有し得る資格有る者でなくてはならないから、自動車運輸事業又は自動車道事業を營む株式會社でなければならぬ。茲に抵當權者の同意は讓渡契約を有效な

らしめる爲の一方的意思表示で、所謂相手方の在る單獨行為に屬する。從て法律行為に關する一般の原則に従ふべきであり讓渡人又は讓受人の何れかに到達するに依つて效力を生ずるものと解する。尙自動車交通事業法は地方鐵道法（同法第二十六條）の様に事業全部の貸借を認めてゐないから、假令抵當權者の同意があつても自動車交通事業財團其のものを貸借することは爲し得ないと謂はねばなるまい。

B、權利、強制執行及執行保全處分の目的たることに對する制限

財團は其の設定者たる事業者（及前述の讓受たる事業者）の所有權の目的となり、且之に對して設定された各順位の抵當權の目的となることは勿論であるが、それ以外の權利の目的と爲すことは禁止される、又財團は一箇の物として抵當權者の特別擔保の目的たるものであるから之に對して一般の強制執行たる差押又は執行保全處分である假差押、假處分を爲すことは禁ぜられるのである。

自動車交通事業財團に付て右の様な制限が加へられてゐ

ても、之を構成する個々の組成物件が自由に處分され得るのであつては結局、制限の目的を達することが不可能となるから法律は個々の組成物件も財團と同様、讓渡シ又ハ所有權以外ノ權利、差押、假差押若ハ假處分ノ目的」と爲すを得ないこととした。只財團の場合の様に「抵當權」の文字が無く單に「所有權以外ノ權利」としたのは、個々の財團組成物件を別に抵當權の目的とすることは許すべきでないから其の意味を表はす爲に外ならない。次に財團組成物件は抵當權者の同意が在るならば讓渡し或は又貸付を爲しても差支ないのである（此の同意の性質は前述財團に於けると同様）が、併し個々の組成物件が讓渡せられた後に於ても、猶財團抵當權の効力がそれに及ぶとする事は法律關係の錯雜を來し且讓渡せられたものゝ經濟的效用を阻害せしむる所以であつて妥當でない、そこで「自動車交通事業財團ニ屬スルモノヲ讓渡シタルトキハ抵當權ハ其ノモノニ付消滅ス」ることとした。茲に注意を要するのは假令抵當權者の同意が在つても財團組成物件の全部を讓渡又は貸

付するが如きは、結局財團に對する禁止規定を濫ることゝなるのであつて當然許さるべきでは無く、斯る抵當權者の同意は無効と解すべきであらう。但し組成物件全部の讓渡が同一の自動車運輸事業又は自動車道事業を營む株式會社に對するものであるときは結局財團其のものゝ讓渡であつて、抵當權者の同意さへあれば前述べた通差支ない。

第二節 財團組成物件

自動車交通事業財團組成物件は左の通である（第三十九條）。

- 一 自動車道の敷地及其の上に存する工作物並に之に屬する器具機械
- 二 發著場、駐車場其他自動車運行の爲必要な沿線土地及其の上に存する工作物並に之に屬する器具機械
- 三 自動車庫、停留所、貨物庫、給油所、附屬工場、事務所、事務員駐在所其他事業の爲必要な建物及其の敷地並に之に屬する器具機械

四 通信又は信號に要する工作物及其の敷地並に之に屬する器具機械

五 前四號に掲ぐる工作物を所有し又は使用する爲他人の不動産の上に存する地上權及第三者に對抗し得べき賃借權並に前四號に掲ぐる土地の爲に存する地役權

六 自動車運輸事業の爲登録を受けたる自動車及其の附屬品

七 事業經營の爲必要な貯藏物品及器具機械

右第一號乃至第七號列舉のものを以て自動車交通事業財團を組成する爲には其の何れもが財團の所有者と爲るべき同一の自動車運輸事業者又は自動車道事業者に所屬し且其の財團を設定する事業に關するものでなければならぬ。従て他人に所屬する動産、不動産又は權利を混入することは出来ないものであり、由し同一事業者に所屬するものであつても、其の財團を設定する事業に無關係のものとは之を包含せしめることを得ない。次に財團を設定するには右の物

件を總て具備せねばならないかと謂ふに、決して、さうではなく事業者は事業の全部又は一部に付て財團を設定することが出来るのであるが、其の設定せんとする全部又は一部の事業に關し現存するもの、總てを以て組成すれば足りる。

然しながら、自動車運輸事業の爲に設定せられる財團は、其の事業の性質上、動産を主として組成せられる傾向が在り、若し動産のみを以て組成せられる様なことがあつては、企業金融上に於ける財團本來の經濟的價値を弱少ならしめる虞が在るのみならず、抵當權の本質からも著しく遠ざかる嫌が在るから、法律は右列舉の組成物件中第一號乃至第三號に掲ぐる不動産の何れもが存在しないときは、自動車運輸事業の爲に自動車交通事業財團を設定し得ないこととした(第四十條第一項)。従て自動車運輸事業者は必ずしも専用自動車道を開設しなくとも一號乃至三號の不動産中何れかを有するならば財團の設定が可能である。

然らば、自動車道事業者が第一號乃至第三號の不動産

を有しなかつたら如何であらうか、法律は少くとも自動車道の敷地は常に之を所有してゐると想像したのかも知れないが、必ずしも敷地の所有權を持たなくとも賃借等に依り事業の經營を爲し得るのであるから、右の不動産を全く所有しない場合が無いとは限らない、此の場合にも自動車運輸事業同様財團の設定を爲し得ないものと謂はなければ理論が一貫しないのではあるまいか。

財團組成物件は常に不動不變のものではなく、事業の擴張、縮小又は自然現象等に因り移動を免れない。前に述べた通抵當權者の同意を得て個々の物件を讓渡することもあつるし、物自体が滅失することもあつらう、斯る場合に抵當權は其のものに付て消滅する、又財團設定後新に物件を取得することもあつる、此の場合には其の財産は當然財團に屬することとなる。組成物件中の權利の態容が變更することもあつらう、假令へば賃借權の存續期間に伸縮を來すが如きである。何れにしても財團組成物件に移動があつたならば一定の變更登記手續を爲さねばならない。

第三節 財團の設定及消滅

第一款 財團の設定

自動車運輸事業又は自動車道事業を營む株式會社は抵當權の目的と爲す爲に自動車運輸事業又は自動車道事業の全部のみならず一部に付ても自動車交通事業財團を設定することが出来る（第三十八條）。然しながら、事業の一部に付て財團を設定する場合には、自動車運輸事業に於ては獨立の路線に付、自動車道事業に於ては獨立の一般自動車道に付て設定せねばならない（第四十一條）。蓋し自動車運輸事業は一般交通の用に供する爲路線を定め定期に自動車を行して旅客又は物品を運送する事業であり、自動車道事業は一般自動車道（専ら自動車の一一般交通の用に供する道路）を開設し有償又は無償にて之を専ら自動車の一一般交通の用に供する事業であつて共に其の有する公共性は重大であると謂はねばならない。されば之等財團が抵當權實行に依り競落せられた後に於ても其の事業を繼續せしめることを以て理想とする、従て財團の範圍を競落後獨立して事業の經

營を爲し得る様、獨立の路線又は獨立の一般自動車道に限定して置く必要が在るのである。次に若し財團設定後に於て更に事業經營の免許を受けた場合に、それが獨立の路線又は獨立の一般自動車道であるなら財團に關係は無い。然し前の路線又は一般自動車道の延長であるならば、前のもとの合せて獨立の線路又は一般自動車道を構成するのであつて事業者は財團變更の登記を爲さねばならない。

同一事業者が自動車運輸事業と自動車道事業とを兼營してゐる場合、各事業に付各別に財團を設定し得るのは謂ふ迄もないが、企業金融化の理想に基き事業者の便宜を慮つて、兩事業に關するものを合して一個の自動車交通事業財團を設定することが許される(第四十二條第一項)。兩事業兼營の場合とは、第三十三條に規定する「同一ノ一般自動車道ニ依ル自動車道事業及自動車運輸事業ノ兼營ノ場合」を含むこと勿論であるが、必ずしもそのみではなく、兩事業が場所を異にして行はれて居る場合をも指すのであつて、斯る場合にも兩事業に屬するものを合して單一の財團

を設定し得るのである。然しながら一度何れか一方の事業に付財團が設定せられた後に於ては、更に他方の事業に關するものを之に合して單一の財團とするが如きは、法律關係を複雑ならしめる弊があり、各別に財團を設定して同一債權に對する共同擔保の目的とすれば足るのであつて特別の利益がないから、禁止せられる(第四十二條第一項但書)。

兩事業兼營の場合には財團組成物件中に兩事業に兼用せられるものが存することがあらう。斯る物件は兩事業に付各別に財團を設定する場合には何れの財團に屬すべきであらうか。兩事業に付時を異にして財團が設定せられる場合なれば、後述する第四十三條第二項の「當然所屬」の結果、何れか先に設定せられる財團に屬することとなる、兩事業に付同時に然かも各別に財團を設定する場合には、特に明文の據るべきものは無いが、第四十二條第二項に「各事業ニ付各別ニ自動車交通事業財團ヲ設定スル場合ニハ一般自動車道ノ敷地其ノ他専ラ自動車道事業ニ關スルモノハ自動車運輸事業ノ爲ノ自動車交通事業財團ニ屬スルコトナシ」

と規定する處から觀れば、斯る場合には、性質上専ら自動車運送事業に關すると認めらるゝもの以外の兼用物件は、自動車運送事業の爲の財團に屬せしむる趣旨であると謂ふべきではあるまいか。

自動車交通事業財團の設定は自動車交通事業財團登記簿に所有權保存の登記を爲すことに依つて設定せられる（第四十三條第一項）。即ち事業者が管轄登記所に一定の手續に従つて財團所有權保存登記の申請を爲し、登記官吏が一定の手續に依り、登記所に備付けられた自動車交通事業財團の登記に關する帳簿たる自動車交通事業財團登記簿に其の登記を了するならば、それで財團は設定せられたのである。

此の登記の性質は財團所有權の單なる對抗要件ではなく成立要件に屬する。尙此の財團設定に付ては別に株主總會の決議は之を必要としない。

財團登記簿に所有權保存の登記を爲し、財團が設定されたならば其の效果として第三十九條に規定する組成物件で財團設定當時より存するものは勿論、財團設定後新に其の

財團の所有者に屬したのも、當然何等の行爲を要せずして其の財團に屬することとなる。然しながら之が爲他人の權利を害することは妥當でないし、前に説述した通財團に屬するものは他人の權利、差押、假差押、假處分の目的とすることを得ないのであるから、財團設定當時から存在するものも、財團設定後其の財團所有者に屬したのも、第三者に對抗し得べき他人の權利の目的たるとき又は差押、假差押、假處分の目的たるときは、財團設定の効果が之に及ばないのである（第四十三條第二項第三項）。

第二款 財團の消滅

自動車交通事業財團は左の消滅原因に因つて消滅する。

(イ) 組成物件全部の消滅。組成物件たる個々の物又は權利が消滅しても、抵當權が其のものに付て消滅するだけであつて財團自體の消滅を來たす筈はないが、全部の動産、不動産及權利が滅失又は消滅するならば、當然財團は消滅に歸せねばならない。

自動車運送事業の爲の財團は不動産が存在しなければ、

之を設定し得ないこと既に述べた通りである。さりながら一度財團が設定された後は假令組成物件中全部の不動産が滅失することがあつても他のものが存する限り財團は消滅しないと解する。

(ロ) 所有權保存登記の失效。前款に述べた如く自動車交通事業財團は財團登記簿に所有權保存登記を爲したとき始めて設定せられるのであつて、此の所有權保存登記が失效するならば財團も消滅せねばならない。自動車交通事業財團の所有權保存登記は其の登記後二箇月内に抵當權設定の登記を受けなければ、其の效力を失ふ(第四十七條第一項、工第十條)。従て此の場合に財團も消滅する。元來財團は抵當權の目的とする爲に設定するのであるから、其の設定後二ヶ月も之を放置し抵當權の設定を爲さない場合には、財團として存置し特別の保護を加へる必要が無いと觀たのである。但し二ヶ月を経過した場合の抵當權設定登記申請が却下せられる規定(第四十七條第一項、工第三十六條)との對照上、財團の所有權保存登記後二ヶ月内に抵當權設定の登

記申請が受理されてあるならば、其の登記完了が二ヶ月経過後であつても、財團所有權保存登記は失效しないと觀るべきである。

(ハ) 抵當權の消滅。自動車交通事業財團は抵當權の消滅に因つて消滅する(第三十八條第二項、鐵第二條第四項)。蓋し財團の存在理由は抵當權の目的となる爲であるから、抵當權が消滅すれば直に財團も消滅するのである。只此の規定の結果債務の借換等の場合に於て、Aの抵當權を抹消してBに設定し様としても、Aの抹消に因り財團も消滅するから、再び財團設定の手續から、やり直さねばならない不便がある。此のことは既に工場抵當法に付栗栖尠夫博士が指摘せられ、例外規定の設置を主張せられてゐる(阿氏工場抵當法、現代法學全集第五卷三六四頁参照)。

第四節 財團目錄

自動車交通事業財團に付て所有權保存登記の申請をするには、不動産登記法第三十五條第一項に掲ぐる書面の外、自動車交通事業財團目錄を提出することを要する。財團目錄

とは、自動車交通事業財團を組成するものゝ表示を掲げ申請人の署名捺印した目録である。(第四十七條第一項、工第二十二條)。此の財團目録は強靱な美濃紙を用ひて作成し、其の毎葉の綴目には申請人が契印すべきものである。但し申請人が多數のときは其の一人が契印すればよい(自動車交通事業財團抵當登記取扱手續第十九條)。申請人は株式會社であるから代表取締役が署名捺印及契印すべきであり、定款又は株主總會の決議で數人の取締役が共同し若は取締役が支配人と共同して會社を代表すべきことを定めた場合(商法第七十條參照)などが、茲に所謂申請人多數のときに該當するであらう。

自動車交通事業財團に付て所有權保存の登記があつたときは、此の財團目録は登記簿の一部と看做され、其の記載は登記と看做される。從て何人と雖も手数料を納付して其の謄本又は抄本の交付を請求し又利害の關係ある部分に限り其の閱覽を請求することを得るし、手数料の外郵送料を(郵便切手で)納付して謄本又は抄本の送付を求めることが

出来るのみならず請求者が自ら目録を提出すれば登記所は其の書面を用ひて謄本又は抄本を作成して呉れること一般の不動産登記簿の場合と同様であらねばならない(第四十七條第二項、第二十一條第二十一條ノ二)。

財團目録には第三十九條所定の自動車交通事業財團組成物件の表示を掲ぐべきであつて、其の記載方法に付ては自動車交通事業財團抵當登記取扱手續第十條乃至第十八條に定められてゐる。

(イ) 土地。財團に屬すべき土地に付ては、郡、市、區、町村、字、土地の番號、地目、面積及用方を記載すべきである。用方とは、自動車道敷地、發著場又は駐車場用地、自動車庫、停留所、貨物庫、給油所、附屬工場、事務所、事務員駐在所等の敷地、通信信號用工作物敷地等の如く土地の使用方法を指すのである。

(ロ) 工作物。建物其の他の工作物に付ては其の種類、構造、簡數及面積又は延長を記載し且其の所在の土地を表示することを要する。種類と云ふのは建物に付ては、

自動車庫、停留所、貨物庫 附屬工場、事務所等の種別であり、工作物に付ては、隧道、橋梁、溝橋又は、通信、照明信號の設備等の別である。所在の土地の表示に付ては前述土地記載方法に準じ郡、市、區、町村、字、地番、地目を記載すべきであらう。

(ハ) 地上權。地上權に付ては其の設定されたる土地を前記の方法に依り表示する外更に、設定の目的及範圍、存續期間、地代及其の支拂時期、設定の年月日並に所有者の氏名又は名稱及住所を記載しなければならない。設定の目的とは「自動車庫所有の爲」と謂ふが如きであり、範圍とは當該地上權の設定された土地の範圍であつて、其の表示した土地の「一帯又は一部」の如きを指すのである。

(ニ) 賃借權。土地の賃借權ならば前記(イ)の方法に依り其の賃借權の設定された土地を表示し、建物其の他の工作物の賃借權なれば(ロ)の方法に依り其の工作物を表示する外更に其の存續期間、借賃及其の支拂時期、設定の年月日、登記其の他賃借權を對抗し得べき事由、賃貸人

の氏名又は名稱及住所並に賃借權の讓渡若は賃借物の轉貸を許す特約あるときは其の特約を記載することを要する。財團組成物件となる賃借權は第三者に對抗し得るものでなければならぬ(第三十九條第五號)から、其の登記がしてある(民法第六百五條)とか、建物敷地の賃借權が建物保護法に依つてゐる(建物保護ニ關スル法律第一條)とか、建物が借家法に依り引渡を受けてゐる(借家法第一條)とか謂ふ第三者に對抗し得る要件の備はつてゐる事由を記載せねばならないのである。

(ホ) 地役權。承役地の表示、設定の目的及範圍、設定の年月日並に所有者の氏名又は名稱及住所を記載することを要する。承役地の表示は(イ)に述べた土地の記載方法に準じて記載すればよい。要役地の表示は特に要求されてゐないが、設定の目的を示す爲に其の表示を必要とする場合があらう。

(ヘ) 自動車。其の車名、形式、年式及登録番號を記載し且各自動車毎に附屬品の品名及數量を記載すべきであ

る。但し輕微な附屬品は一々之を表示することは煩雜であるし、斯るものは滅失、紛失し易く、其の場合一々目録變更登記の手續をせねばならないことは眞に面倒であるから「其の他附屬品一切」と謂ふ様に概括して記載することが出来る。

(ト) 器具機械。 其の種類、構造、箇數及所在を記載し、若し製作者の氏名又は名稱、製造の年月、記號、番號其他同種の他の物と區別するに足るべき特質あるときは其の特質をも記載することを要する。然し製作者の氏名又は名稱、製造の年月等が不明の場合もあらう、そのときは「不詳」と記載し、他の物と區別すべき特質の無いときは「ナン」と記載して置て差支ないであらう。土地又は工作物に屬する器具機械に付ては其の土地又は工作物毎に右の記載を爲さねばならない。又輕微な器具機械附屬品は自動車附屬品に付て述べたと同様の理由により概括記載が認められる。

(チ) 貯藏物品。 貯藏物品に付ては常備のものゝ種類、

數量又は箇數及所在を記載すればよい。

要するに財團目録には組成物件を(イ)乃至(チ)の記載方法に従て各々の同一認識を明らかならしむる様に表示すればよいのである。財團組成物件には前に述べた通時々移動があり得る、斯る場合には後に述ぶる處の手續に従て變更目録、即ち變更したるもの又は新に屬したるものゝ表示を掲げた目録を提出して財團目録記載變更の登記を申請しなければならぬ。(未完)

巴藤

桃の日や

異國情緒の雛やある

初雛に

交る下段に母の雛

燭暗し

涙にぬれて古き雛